

大阪府立門真スポーツセンター(東和薬品 RACTAB ドーム)昇降機設備改修工事
随意契約の理由及び比較見積書徴取の省略

本工事は、大阪府立門真スポーツセンター（東和薬品 RACTAB ドーム）に設置されている昇降機（3台）の更新を行うものである。

本施設の昇降機は、シンドラエレベータ株式会社製の設備であり、平成 28 年 10 月 3 日をもってシンドラエレベータ株式会社の事業はオーチス・エレベータサービス株式会社（現：日本オーチス・エレベータ株式会社）に譲渡されている。

また、日本オーチス・エレベータ株式会社は、日本で唯一のシンドラ公認のサービス提供事業者であり、日本におけるシンドラ製品の保守、修理及び改修に必要となる純正部品を唯一提供している

以上のことから、日本オーチス・エレベータ株式会社以外にシンドラエレベータ株式会社製の昇降機設備改修工事を履行しうる事業者がないため、同社より見積りを徴取することとする。

なお、本件は地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に基づき同社と随意契約を締結することとし、大阪府財務規則の運用第 62 条関係第 2 項第 1 号により比較見積書の徴取を省略する。

案 件 名 大阪府立門真スポーツセンター（東和薬品 RACTAB ドーム）
 昇降機設備改修工事

業 者 名 日本オーチス・エレベータ株式会社 西日本支社